

実施方針に関する質問回答書

「燕市・弥彦村送配水管整備事業」の実施方針に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号				項目名	質問	回答
	頁	章	節	項			
1	1	2	6)	ア)	設計業務	どのような調査業務を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査を予定しています。
2	1	2	6)	ア)	設計業務	調査業務の中には、調査に関する道路管理者、河川管理者等の関係管理者との協議も含まれているのかご教示いただけますでしょうか。	調査を実施するために必要となる関係機関との協議調整を含みます。
3	1	2	6)	ア)	設計業務	調査業務とは測量、文献調査(地下埋設物等)を行うものでしょうか。	No.1の回答のとおりです。
4	1	2	6)	ア)	設計業務	DB案件においては、基本設計の照査、見直しは不要と考えますので、ご検討願います。	調査業務の結果や発注者が提示する基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を照査、見直すものです。基本設計図書は募集要綱等とともに閲覧資料として開示します。実施方針を変更します。
5	1	2	6)	ア)	設計業務	基本設計の照査・見直しについて、提案書側の内容を基本設計に沿って修正するものと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.4の回答も参照ください。
6	1	2	6)	ア)	設計業務	調査業務とは具体的にどのような業務を想定しているかご教授ください。	No.1の回答のとおりです。
7	1	2	6)	ア)	設計業務	詳細設計業務（基本設計の照査、見直しを含む）とありますが、基本設計図書は貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要綱等とともに閲覧資料として開示します。
8	1	2	6)	ア)	設計業務	設計に伴う各種申請等の補助業務（関係機関等との協議調整含む）とありますが、想定されている各種申請をご教授ください。	河川、道路、農業施設等の占用に係る申請等を想定しています。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
9	1	2	6)	ア)	設計業務	基本設計の照査を業務範囲に示されております。基本設計は、今回のDBを発注するための設計であり、詳細設計は提案書を基に実施設計を行うものであると考えています。そのため民間事業者では、基本設計の見直しではなく、提案内容の照査・見直しを行うと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.4の回答も参照ください。
10	1	2	6)	ア)	設計業務	設計に伴う各種申請等の補助について、業務道路管理者・河川管理者等との事前協議の内容をご教示願います。	募集要綱等とともに閲覧開示する基本設計図書で明らかにします。
11	1	2	6)	ア)	設計業務	残土処分地の位置についてご教授ください。	残土処分に関しては、募集要綱等で明らかにします。
12	1	2	6)	ア)	設計業務	地質調査結果について、室内試験結果などの資料を何時頃、どのような内容のものをご提示頂けるかご教授ください。	募集要綱等とともに閲覧資料として開示します。なお、発注者では地質調査を実施しておらず、近傍における既往地質調査結果（柱状図）のみの提示となります。
13	1	2	6)	ア)	設計業務	調査業務の中に各管理者（道路管理者、河川管理者等）との協議も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	No.2の回答のとおりです。
14	1	2	6)	ア)	設計業務	埋蔵文化財調査は、今回の調査対象外と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	1	2	6)	ア)	設計業務	本件に関する道路管理者・河川管理者・農地地権者等との事前協議の状況をご教示いただけますでしょうか。	No.10の回答のとおりです。
16	1	2	6)	ア)	設計業務	「設計に伴う各種申請等の補助業務」とは、具体的にどのような業務かご教示ください。	設計に伴う各種申請等に係る協議、調整、各種資料、申請書の作成等を行う業務です。
17	1	2	6)	ア)	設計業務	関係機関との協議調整とありますが、初回時等は役所同伴での協議とし、その後は受託者側で対応を進めるという理解ですがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。発注者は事業者が円滑に関係機関協議が実施できるよう協力します。
18	1	2	6)	イ)	工事業務	工事実施に伴う周辺住民への説明等も受託者側で対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	1	2	6)	イ)	工事業務	「工事に伴う各種申請等の申請業務」とは、具体的にどのような業務かご教示ください。	道路使用許可申請等、工事業務を行うにあたり必要となる許認可等に係る協議、調整、各種資料、申請書の作成及び提出等を行う業務です。
20	1	2	6)	イ)	工事業務	家屋調査業務の内容を具体的数値でご教授ください。	募集要綱等とともに閲覧開示する基本設計図書で明らかにします。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
21	1	2	6)	イ)	工事業務	推進工事を実施する地域の家屋調査であり、戸数は定まっているものと考えておりますがよろしいでしょうか？また、その家屋数は事前に提示していただけるのでしょうか。	No.20の回答のとおりです。
22	1	2	6)	イ)	工事業務	家屋調査対象はどのような範囲を想定されているのかご教示いただけますでしょうか。	No.20の回答のとおりです。
23	1	2	6)	イ)	工事業務	現時点で想定されている家屋調査の対象箇所をご教示いただけますでしょうか。	No.20の回答のとおりです。
24	1	2	6)	イ)	工事業務	交付金申請は、工事着工前の一括申請とする様にご検討願います。	交付金の申請に係る要綱は、募集要綱等とともに閲覧資料として開示します。
25	1	2	6)	イ)	工事業務	具体的にどのような業務をご教示ください。また、当該対応に係る費用は事業費に含まれておりますでしょうか。	No.24の回答のとおりです。本事業に含まれます。
26	1	2	6)	イ)	工事業務	交付金申請書等作成業務とはどのような内容でしょうか。	No.24の回答のとおりです。
27	1	2	7)		事業期間	事業期間で「詳細設計業務は平成33年3月31日までに完了すること」とあるが、各ルート毎に詳細設計業務を終わらせて工事業務に移行するものと考えてよろしいでしょうか。それとも、すべての詳細設計業務が終了しないと、工事業務に入れないのでしょうか。御教示願います。	工事業務は、事業者の提案等に基づき、一部区間の設計が完了した段階で、工事請負契約を締結することが可能です。
28	1	2	7)		事業期間	詳細設計業務は平成33年3月31日までとされていますが、他企業との協議（河川管理者等）で遅れた場合の設計リスク、工事遅延リスクは客先のリスクと考えていますがよろしいでしょうか。	事業者の事由による関係機関との協議、調整の遅れを原因とした工期遅延リスクについては、事業者の負担となります。事業者が責任をもって他企業との協議が遅れないよう事業を遂行してください。
29	1	2	7)		事業期間	詳細設計業務の完了については、実施設計書（金入り）の提出をもって完了と考えていますがよろしいでしょうか。 （工事に伴う変更設計は、工事監理業務に属すると考えています）	詳細設計業務は設計図書（設計書含む）の提出をもって完了となります。なお、工事に伴う変更設計は出来高精算業務に含まれます。
30	1	2	7)		事業期間	詳細設計業務の完了は何をもって完了かご教示願います。	No.29の回答のとおりです。
31	1	2	8)		事業スケジュール	平成36年9月までの内容については提案書の内容に基づくという理解でよろしいでしょうか。	実施方針及び募集要綱等で示す内容に基づくことを前提に、応募者からの提案を求めます。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
32	1	2	8)		事業スケジュール	工事期間について、農閑期のみ施工可能といったおおよその工程は決まっているのでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
33	1	2	8)		事業スケジュール	基本設計における概略工程をご教示願います。	募集要綱等とともに閲覧開示する基本設計図書で明らかにします。
34	1	2	8)		事業スケジュール	工事期間の概略工程があればご教示いただけますでしょうか。	No.33の回答のとおりです。
35	1	2	8)		事業スケジュール	通水開始予定は、平成36年10月1日と考えています。がよろしいでしょうか。	供用開始は、統合浄水場の整備に合わせて、平成37年度を予定しています。
36	2	2	8)	ア)	基本協定の締結	基本協定案について現時点での文案のご開示をお願い致します。	募集要綱等で明らかにします。
37	2	2	8)	ア)イ)	基本協定、基本契約	基本協定、基本契約案について予め条文を確認致したく、案文のご開示をお願い致します。	募集要綱等で明らかにします。
38	2	2	8)	イ)	基本契約の締結	基本契約案について現時点での文案のご開示をお願い致します。	募集要綱等で明らかにします。
39	3	3			対象施設	DCIPの継手形式については、民間事業者の自由提案と考えておりますが、そのような考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体の条件については、要求水準書で明らかにします。
40	3	3			対象施設	ご指定のDCIPの継手があれば、ご教示いただけますでしょうか。	No.39の回答のとおりです。
41	3	3			対象施設	各ルートについて、施工実施の優先順位は決まっているのでしょうか。農閑期等の制約を受ける施工ルートがある場合、事前にご教示いただけますでしょうか。	応募者からの提案を求めます。また、制約を受ける施工ルートについては、募集要綱等で明らかにします。
42	3	3			対象施設	詳細設計の結果、布設延長が伸びた場合、設計変更として工事額の変更は認められますでしょうか。	工事請負契約の内容は、詳細設計業務における設計図書に基づきます。
43	3	3			対象施設	対象施設(全4ルート)の詳細設計・施工について優先対応工区はありますでしょうか。又、各区間の同時施工は可能でしょうか。又、時期的、対外的による施工制限を有する区間がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	応募者からの提案を求めます。また、施工制限を有する区間については、募集要綱等で明らかにします。
44	3	3			対象施設	JR軌道は別途工事として発注予定とのことですが、立坑等も含めて別途工事として発注するという理解でよろしいでしょうか。	別途工事とする範囲は、推進工（鞘管）、立坑工、本管挿入工、立坑配管工等を予定しています。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
45	3	3			対象施設	別途工事との調整等については、別途工事の受注者との協議があるという理解でよろしいでしょうか。また、発注時期はご教示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。別途工事の詳細設計は平成31年度中に発注予定であり、工事の発注時期は軌道管理者との協議により決定します。
46	3	3			対象施設	JR軌道の施工時期についてご教示いただけますでしょうか。また、当該箇所の配水管工事は特定JV所掌と理解してよろしいでしょうか。	No.44、45の回答のとおりです。
47	3	3			対象施設	推進工のうち、JR軌道は別途工事として発注予定である。とありますが、JR軌道の設計も別途実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実施方針を変更します。
48	3	3			対象施設	推進工のうち、JR軌道は別途工事として発注予定である。とありますが、工事取り合い部の具体内容について、いつ頃・どのような内容をご提供頂けるかご教授ください。	別途工事の詳細設計は平成31年度中に発注予定であり、事業者には当該業務の受注者と取り合い部等の具体的内容を調整いただきます。
49	3	3			対象施設	現地調査により推進箇所が増える場合は、設計変更として工事額の変更は認められますでしょうか。	工事請負契約の内容は、詳細設計業務における設計図書に基づきます。
50	3	3			対象施設	別紙1に記載のない推進工の施工箇所についてご教示いただけますでしょうか。	募集要綱等とともに閲覧開示する基本設計図書で明らかにします。
51	3	3			対象施設	本案件における推進工は、さや管推進工法又は本管推進工法のどちらでしょうか。 さや管推進工法の場合、JR軌道下推進工事では、JR指定企業は1次覆工のみの設計・施工となるのでしょうか。	推進工法は、詳細設計業務における設計図書に基づきます。JR軌道についてはNo.44の回答のとおりです。
52	3	3			対象施設	各路線における水管橋の構造形式については、民間事業者の自由提案と考えておりますが、そのような考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的な条件については、要求水準書で明らかにします。
53	3	3			対象施設	各路線における水管橋の構造形式についてご教示いただけますでしょうか。	No.52の回答のとおりです。
54	4	4	1)	ア)	応募者の構成	特定JVの形態は「甲型JV」「乙型JV」の、どちらをお考えなのでしょう。御教示願います。	甲型JVを想定しています。
55	4	4	1)	ア)	応募者の構成	出資比率についての最小限度規準は設けるのでしょうか。設けるのであれば各々の比率(%)を御教示願います。	出資比率の基準はありません。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
56	4	4	1)	ア)	応募者の構成	構成企業(地元企業)の参加形態について、出資比率を含め、通常JVとは違った、(特に考慮すべき)条件等は有るのでしょうか。御教示願います。	実施方針に記載のない制約、条件等は設けておりません。
57	4	4	1)	ウ)	応募者の構成	各構成企業において、複数社が参画することは可能でしょうか。 また、応募時に協力企業を特定する必要があります吗でしょうか。	管材企業、建設企業、地元企業、設計企業のそれぞれ1社、計4社による構成としてください。 協力企業については、実施方針のとおりです。
58	4	4	1)	ウ)	応募者の構成	本事業において、工期の短縮が非常に重要であると考えます。その点を考慮すると建設企業については1社に限定せず柔軟な対等が必要と考えますが、その点も含めて4社以上のJVの構成は可能でしょうか。	No.57の回答のとおりです。
59	4	4	1)	ウ)	応募者の構成	特定JVの構成は4社を基本とされていますが、建設企業について同一資格要件の複数社で構成できないのでしょうか。	No.57の回答のとおりです。
60	4	4	1)	ウ)	応募者の構成	特定JVの構成企業は4社を基本とするとありますが、構成企業に設計企業、建設企業、地元企業及び管材企業を複数社にすることが可能との理解でよろしいのでしょうか。	No.57の回答のとおりです。
61	4	4	1)	エ)	応募者の構成	「同一企業が管材企業、建設企業、地元企業、設計企業のいずれかを兼ねることはできない。また、一応募者の構成企業は他の応募者の構成企業となることはできない」とありますが、同一企業とみなす条件は、「7) 応募者の制限 イ)」の記述と同様に、管材企業、建設企業、地元企業、設計企業は資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の20を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。」と解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	4	4	1)	オ)	応募者の構成	協力企業は他応募特定JVの協力企業と重複しても宜しいのでしょうか。また、燕市・弥彦村内本社の協力企業が見つからない場合、協議の上、他所の企業を採用しても宜しいのでしょうか。	協力企業は、他の応募者の協力企業と重複しても構いません。また、協力企業のうち、1社は実施方針に示すとおり燕市又は弥彦村内の本社・本店企業とする必要があります。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
63	4	4	1)	オ)	応募者の構成	統括責任者は、監理技術者及び現場代理人との兼任は可能でしょうか。また、事業期間中の変更は認められると理解してよろしいでしょうか。	兼任は可能です。また、事業期間中の変更は原則、認めません。
64	4	4	1)	カ)	応募者の構成	「特定JVの地元企業及び協力企業は、燕市内と弥彦村内に本社・本店を置く地元の企業を少なくとも各々1社含むものとする。なお、協力企業とは特定JVより業務を請け負う企業をいう。」とありますが、協力企業は業態に関係なくしてよろしいでしょうか。	協力企業（地元企業）は実施方針5 5) ア) 及びウ) の要件を満たすものとします。その他の協力企業はご理解のとおりです。
65	4	4	1)	カ)	応募者の構成	工事請負契約締結後の協力企業の追加（企業資格を問わず）は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	4	4	1)	カ)	応募者の構成	入札に参加した企業が特定されなかった場合、選定されたグループの協力企業には入れないとの理解でよろしいでしょうか。	特定されなかった応募者の構成企業が、他の応募者の協力企業となることは妨げません。
67	4	4	1)	カ)	応募者の構成	燕市・弥彦村に本社・本店を置く協力業者について、発注内容・工事規模(金額等)・工期(期間)及び、認可・資格等の規準・規定等は設けるのでしょうか。設けるのであれば 各々の内容を御教示願います。	規定等は設けておりませんが、応募者からの提案を求め、事業者選定の評価に反映する予定です。
68	4	4	1)		応募者の構成	構成比率に関する記載はありませんが任意でしょうか。また地元企業も負担するとの考えでよろしいでしょうか。	No.55の回答のとおりです。
69	4	4	2)		事業スキーム	基本協定、委託契約、請負契約の内容は事前に確認できますでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
70	4	4	2)		事業スキーム	施工開始後変更が生じた場合、設計変更は認めて頂けるのでしょうか。認めて頂ける場合、上限は何割まででしょうか。お示しください。	設計変更の理由、内容等に基づき、発注者及び事業者との協議を行い、請負代金の変更の可否を発注者が決定します。
71	4	4	2)		事業スキーム	監督(モニタリング)企業と設計企業の所掌区分についてご教示いただけますでしょうか。	監督企業は、発注者（監督員）の監督業務を支援するもので、設計業務及び工事業務の監理を行います。
72	4	4	2)		事業スキーム	監督企業と設計会社および施工企業等との業務所掌の区分はご教示いただけますでしょうか。	No.71の回答のとおりです。
73	5	5	1)	ア)	応募者の応募資格要件	これは、3年以内に指名停止を受けている者は除外されるということでしょうか。また、その期限は指名停止を受けた日時を基準とするものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	地方自治法施行令第167条の4の条文のとおりです。
74	5	5	2)	ウ)	管材企業に必要な資格要件	主任技術者又は監理技術者は、工事請負契約締結後に登録するという理解でよろしいですか。	募集要綱等で明らかにします。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
75	5	5	2)	ウ)	管材企業に必要な資格要件	主任技術者又は監理技術者は、工事期間中の変更は可能でしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
76	5	5	2)	ウ)	管材企業に必要な資格要件	主任技術者および管理技術者は工事期間中に適切に引き継ぎを行うことで変更可能と理解していますがよろしいでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
77	6	5	3)	エ)	建設企業に必要な資格要件	建設業法では、6頁5章3)ウ)に掲げる主任技術者又は監理技術者以外に、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を現場に配置する必要がないので、必要に応じこれらに類する人員を配置するという理解でよろしいですか。	実施方針、今後開示する募集要綱等及び応募者の提案に基づき、必要な人員を配置してください。
78	6	5	3)	オ)	建設企業に必要な資格要件	建設企業を複数者で実施することで早期の建設を行う方法を考えています。その場合、複数企業のうちの1者がオ)に示す営業所を所有していれば、残りの建設企業についてはオ)の営業所要件を保有していなくても建設企業の構成員として構成できると考えていますが、この様な理解で宜しいでしょうか。	No.57の回答のとおりです。
79	6	5	3)	カ)	建設企業に必要な資格要件	管工事若しくは土木工事1100点以上とありますが、この点数は新潟県にて設定する「新潟県知事許可業者」向けの総合評点と理解して宜しいでしょうか。	経営規模等評価結果通知書の総合評定値（P点）が土木一式工事については1,100点以上、管工事については1,100点以上のいずれかを満たす必要があります。
80	6	5	3)	カ)	建設企業に必要な資格要件	総合評価点は客観点数に主観点数を足したものであるという理解でよろしいでしょうか。	No.79の回答のとおりです。
81	6	5	3)		建設企業に必要な資格要件	本事業は確実な施工と工期の短縮が非常に重要であると考えます。その点を考慮すると、建設企業については1社に限定せず柔軟な対等が必要と考えますが、いかがでしょうか。	No.57の回答のとおりです。
82	7	5	4)	ア)	代表企業に必要な資格要件	代表企業以外のJV構成企業には、監理技術者及び現場代理人は不要との理解でよろしいですか。	各構成企業は、「5応募者の備えるべき応募資格」を満たす技術者を配置する必要があります。
83	7	5	4)	ア)	代表企業に必要な資格要件	代表企業の監理技術者と現場代理人の兼務は可能でしょうか。	兼任は可能です。
84	7	5	4)	イ)	代表企業に必要な資格要件	統括責任者は監理技術者あるいは現場代理人を兼任できますでしょうか。	兼任は可能です。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
85	7	5	6)	ウ)	設計企業に必要な資格要件	「管理技術者、照査技術者及び担当技術者として配置できること。」とあるが、各技術者の配置期間はどのように考えればよろしいでしょうか。また、「配置できること」とは、本事業現場に専任で常駐することなのでしょうか。御教示願います。	事業期間（平成36年9月30日まで）を通した配置が必要となります。なお、専任及び常駐は求めません。
86	8	5	6)	オ)	設計企業に必要な資格要件	口径500mm以上の送水管又は配水管の詳細設計実績について、「実施体制の検討」には「県内実績」と記載がございますが、「実施方針」にはその記載がございません。新潟県内の地方公共団体にて実績が必要となりますでしょうか。	国内の地方公共団体の実績があれば要件を満たすものとします。
87	8	5	7)	ア)	応募者の制限	「選定委員会」委員の人員構成等の公表はございますか。	公表予定はありません。
88	9	6			事業者の募集及び選定の 手順及び日程	締結過程において、内容の修正・確認等のやり取りは対応していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	9	6			事業者の募集及び選定の 手順及び日程	現場説明会は10月中旬の説明会で予定されていると理解していますがよろしいでしょうか。その際に既設浄水場内をみることが出来ますか。	現地見学会の予定はありません。
90	9	6			事業者の募集及び選定の 手順及び日程	公表は市役所もしくは水道局でしょうか。もしくはHPでの公表でしょうか。	燕市ホームページで公表します。
91	9	6			事業者の募集及び選定の 手順及び日程	提案書類の締切日をご教示いただけますでしょうか。	平成31年1月中旬を予定しています。
92	9	6			事業者の募集及び選定の 手順及び日程	事前に公告の日を公表されますでしょうか。	公告日を事前に公表する予定はありません。
93	9	6			事業者の募集及び選定の 手順及び日程	プロポーザル公告の項目に、「落札者決定基準」とありますが、こちらは、11頁8章4) 選定委員会等で示されている「事業者選定基準」と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実施方針を変更します。
94	10	7	4)		著作権	「事業者に決定したもの以外の応募提案を公開することができる」と記載されておりますが、提案内容について公開の有無を民間事業者に確認し、了承を得た範囲について公開すると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
95	10	7	4)		著作権	「事業者に決定したもの以外の応募提案を公開することができる」となっておりますが、提案内容には企業機密に属する「内容」も含まれている為、非公開とするようご検討願います。	No.94の回答のとおりです。
96	10	7	4)		著作権	公開される資料は優先交渉者(受託者)のみという理解でよろしいでしょうか。	No.94の回答のとおりです。
97	10	7	4)		著作権	応募者の事業提案の全部または一部を無償で利用できるものとするの事ですが、応募者の承諾は得て頂いた上での使用と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	11	8	3)	ア)	提案価格・基礎審査	「燕市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。」とありますが、見積上限価格は工事費、設計費の各々示されるとの理解でよろしいでしょうか。 また最低制限価格も併せて設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	見積上限価格は、委託費及び工事費のそれぞれを募集要綱等で明らかにします。
99	11	8	3)	ア)	提案価格・基礎審査	最低制限価格又は失格基準価格の設定はありますでしょうか？	募集要綱等で明らかにします。
100	11	8	3)	ア)	提案価格・基礎審査	本審査は「見積上限価格以内」であることを審査するとありますが、その範囲以内であれば、その提示価格自体は審査の評価対象に含まれないと理解して宜しいでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
101	11	8	3)	ア)	提案価格・基礎審査	見積上限価格を算出するに当り、条件提示は頂けますでしょうか。(例：材料については、建設物価・積算資料の何月号を参照するか。見積り徴集項目はその徴集先の明記etc)	開示予定はありません。
102	11	8	3)	ア)	提案価格・基礎審査	見積上限価格は公表されますでしょうか。	No.98の回答のとおりです。
103	11	8	4)		選定委員会	事業者選定委員会のメンバー構成は募集要項の公表時に示されると考えてよろしいでしょうか。	No.87の回答のとおりです。
104	11	8	5)		プレゼンテーションの実施	プレゼンテーションの対応者の条件設定をご教示下さい。又、各構成企業全員の出席、出席人数等制限は設けていますでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
105	11	8	5)		プレゼンテーションの実施	プレゼンテーション時に「提案書」の他に、プレゼンテーション用の資料作成を求められる可能性はございますでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
106	11	8	5)		プレゼンテーションの実施	プレゼンテーション時に応募者側からも発注者側への質問は可能でしょうか。	募集要綱等で明らかにします。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
107	12	8	8)		優先交渉権者の決定	優先交渉権者の決定にあたっては議会承認は不要であるとの理解ですがよろしいでしょうか。	議会への報告事項となります。
108	12	9	1)		契約の条件	契約時に優先交渉者との間で「事業に関する引継ぎ業務」等がございますでしょうか。	発注者は事業者が円滑に事業を開始できるよう協力します。
109	12	9	1)		契約の条件	本事業は国庫補助を活用したものと考えておりますが、補助が満額に至らない場合も事業は継続するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	12	10	1)		事業契約の概要	提案工事価格と実施設計工事額に乖離が生じた場合は変更協議に応じていただけますでしょうか。御教示願います。	工事請負契約の内容は、詳細設計業務における設計図書に基づきます。
111	12	10	1)		事業契約の概要	詳細設計の全部又は一部の完成後、設計変更があった場合、工事額の変更は認められますでしょうか。	設計変更の理由、内容等に基づき、発注者及び事業者との協議を行い、請負代金の変更の可否を発注者が決定します。
112	12	10	1)		事業契約の概要	具体例（数字）でお示してください。	工事請負代金額は、次の算定式から算出します。 『工事請負代金額＝実施設計工事額×提案工事価格÷見積上限価格』 ※「提案工事価格÷見積上限価格」が請負率に相当します。
113	12	10	1)		事業契約の概要	詳細設計の「全部又は一部の完成後」とありますが、その区分条件についてご教示下さい（一部設計が完了すればその箇所の施工に入って良いとの理解で宜しいでしょうか）。	No.27の回答のとおりです。
114	13	11	3)		費用の支払い方法	各年度の「出来高に応じて」とありますが、各年度毎に出来高費用の上限値は設定されておりますでしょうか。	応募者の提案に基づき、発注者との調整を図ったうえで設定します。
115	13	11	4)	イ)	物価変動による工事費の変更	物価変動以外の工事費の変更に、基準となる「金額（例：100万円以上）」をご教示いただけますでしょうか。	設計変更の理由、内容等に基づき、発注者及び事業者との協議を行い、請負代金の変更の可否を発注者が決定します。
116	13	11	4)		物価変動による工事費の変更	物価変動以外の工事費の変更に、規定をご教示いただけますでしょうか。	No.111の回答のとおりです。
117	14	11	4)	オ)	物価変動による工事費の変更	著しい変動とは具体的にどの程度でしょうか。また、その根拠はどのようなものでしょうか。	実施方針P14「参考：請負代金の変更方法（1）」のとおりです。
118	15	12	2)		予想されるリスクと責任分担	リスク一覧表の項目は、プロポーザル発注時に詳細が明文化されますが、それより先に公表いただく事は可能でしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
119	15	12	2)		予想されるリスクと責任分担	リスク分担について、事業完了後のリスクについては、発注者側と理解して宜しいでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
120	15	12	2)		予想されるリスクと責任分担	検収後に発生した事故等の責任の所在について、明らかに施工者側に瑕疵がある場合は受託JVによる対応になるものと考えますがよろしいでしょうか？その場合、施工後経過年数といった縛りはありますでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。
121	16	12	2)		予想されるリスクと責任分担	戦争、暴動、天災等の不可抗力に起因するリスク負担が、民間事業者に△と記載されていますが、一般の1/100ルールとの認識でよろしいでしょうか。違う場合には、どのような場合、従負担となるのかご教示願います。	ご理解のとおりです。
122	16	12	2)		予想されるリスクと責任分担	「一定程度までは事業者が負担し」とありますが、具体的にご教示いただけますでしょうか。又、その負担については協議の上とさせて頂けますでしょうか。	No.121の回答のとおりです。
123	17	12	2)		予想されるリスクと責任分担	測量調査結果は、何時頃にどのような内容（平面の尺度、縦断の路線別データ、横断図の間隔など）を提供頂くことは可能でしょうか。	募集要綱等とともに閲覧資料として開示します。なお、発注者では統合浄水場の予定地（敷地）の測量のみを実施しています。
124	17	12	2)		予想されるリスクと責任分担	地下埋設物が提供されたもの以外に出てきた場合のリスク分担は市となりますか。	本事業には試掘調査、埋設物調査（調査業務）が含まれており、埋設物調査に係るリスクは原則として事業者の負担です。
125	17	12	2)		予想されるリスクと責任分担	地質調査を追加実施した結果により、仮設・基礎形式等に変更が生じた場合には、詳細設計における設計方針の変更（具体としては占用位置の変更や推進への変更）を行う必要があると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	19	13	2)	イ)	質問の回答	提出された質問は、ホームページの公示と理解してよろしいでしょうか。また、質問回答の他に意見に対するコメントも公表していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	19	13	2)	イ)	質問の回答	質問の回答は全質問者の質問と回答も公表いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	19	13	2)	イ)	質問の回答	今後の質問回答に対する「再質問」の機会を設けるようご検討願います。	質問及び回答については、実施方針P9「6 事業者の募集及び選定の手順及び日程」のとおり実施します。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
129	19	14	2)		その他	プロポーザル公告時には、地下埋設物資料のほか にどのような資料が提供していただけるのでしょ うか。その中に地質・土質調査資料等も含まれて いるのでしょうか。御教示願います。	No.12、123の回答のとおりです。
130	19	14	2)		その他	「地下埋設物資料」を事前に公表願えますでしょ うか。	募集要綱等とともに閲覧資料として開示します。
131	19	14	3)		その他	発注者様主催による「現地見学会」等のご計画は ございますでしょうか。自主確認の場合に届出等 は不要でよろしいでしょうか。	現地見学会の予定はありません。また、公道内の 現場確認に係る届出は不要です。
132	別 紙1				計画布設ルート図	既存施設との接続方法に関し、工事の詳細及び施 工時期をご教示いただけますでしょうか。	基本設計図書で閲覧開示する他、事業者の提案に よります。
133	別 紙1				計画布設ルート図	水管橋は独立、橋梁添架等の構造が限定されてい るのでしょうか。また、その構造形式も指定され るのでしょうか。	水管橋は独立水管橋を想定しています。
134	別 紙1				計画布設ルート図	別紙1に記載されていない推進工の位置をご教示い ただけますでしょうか。	No.132の回答のとおりです。
135	別 紙1				計画布設ルート図	φ200×φ200と記載がありますが、工事の詳細及 び施工時期をご教示いただけますでしょうか。	No.132の回答のとおりです。
136	別 紙1				計画布設ルート図	Φ400×Φ350、Φ200×Φ200およびΦ900×Φ 700について、その具体的な工事内容・時期が決 まっている場合、ご教示いただけますでしょ うか。	No.132の回答のとおりです。
137	他				その他	本件に関して「設計変更基準等」の設定等の運用 がございましたでしょうか。設定等ある場合、事前 に公表頂く事は可能でしょうか。	設計変更の理由、内容等に基づき、発注者及び事 業者との協議を行い、請負代金の変更の可否を発 注者が決定します。
138	他				その他	工事監理については、別途委託により監理委託契 約にて実施するスキームになっておりますが、監 理委託業者は水道法12条に示される「技術者によ る布設工事の監督者」として委嘱されたスキーム となるのでしょうか。それとも水道法12条に関し ては、市側の職員の方が実施され、委託による監 理業務は通常の重点監理を実施されるものでは しょうか。	水道法12条に係る業務は、発注者が実施します。
139	他				その他	H29年ご発注の「燕市浄水場施設再構築基本設計業 務委託」特記仕様書内の「管路計画」に関する閲 覧は可能でしょうか。	募集要綱等とともに閲覧開示する基本設計図書で 明らかにします。

見出し符号					項目名	質問	回答
No	頁	章	節	項			
140	他				その他	本件ご発注時に「予定価格」の公表は予定されておりますでしょうか。	募集要綱等で明らかにします。